

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 5

編輯局報情

# 週報

號日四十月一

## 一億舉つて増産へ

企業許可令の施行  
敵の生命線を衝く

中等學校入學者の選抜方法  
『燃料』生活必需品讀本  
英米罪惡史 (四)

275號

週報 昭和十七年十一月十四日發 第三種郵便物認可 (毎週一、四、水曜日發行) 内閣印刷局印刷發行 五錢

週報は民翼の道しるべ

誰もが  
簡単に  
買へる！

一枚一円

りよ日六月一 出売

券債國報別特

行銀業勸本日・省藏大

(判LA51格規定國はさき大の書本)

露光量違いにより重複撮影

# 各自職域に精勵し

# 相次ぐ戦捷に酬いよう

## 週報

第二七五號  
一月十四日

### 企業許可令の施行

農商・工省

### 本年の

中等學校入學者の選抜方法

文部省

### 敵の生命線を衝く

大東亞海軍報道部

### 英米罪惡史(四)

元

### 「燃料」生活必需品課本

商工省

### 大東亞戰爭日誌

三

### 通・風・塔

三

## 週日誌

一月十三日  
 中野中において元始祭の御儀を厳かに執り行はせらる。米英兩國、南西太平洋防衛に最高司令部を設置、司令官にウェーゼル大將就任。  
 一月十四日  
 宮中において政始の御儀を厳かに執り行はせらる。香取神宮宇都宮、鹿島神宮宇都宮の兩宮幣大社を勸祭あらせ給ふ旨、御治定あらせらる。日本軍に協力せよと、泰國務省布告。  
 一月十五日  
 滿洲國詔書奉戴日(八日)を設定。  
 一月十六日  
 第七十九議會提出の二十一法案要綱を閣議で決定。師範學校制度改善要綱(高等學校設置並に昇格)を閣議で決定。職時檢査委員會を衆議院内に設置の件を閣議で決定。滿洲開拓第二期五年計畫要綱(二十五年度)を閣議で決定。陸海軍航空部隊一千機帝都を訪問。ルーズヴェルト大統領、議會において教書演説を行ひ、五百六十億ドルの大軍擴に着手の旨を聲明。  
 一月十七日  
 増稅案要綱(昭和十七年度より直轄府中心に實施)を閣議で決定。第七十九議會提出の三十四法律案要綱を閣議で決定。合計六十六件。昭和十七年度各特別會計豫算案を閣議で決定。味喰、醬油を六府縣主要都市に割當配給を實施の旨、農林省發表。二ラに軍政を施行。  
 一月十八日  
 大元帥陛下の臨幸を仰ぎ奉り、代々木練兵場に陸軍始大觀兵式舉行さる。

露光量違いにより重複撮影

# 各自職域に精勵し 相次ぐ戦捷に酬いよう

## 週報 第二七五號 一月十四日

企業許可令の施行

商工省・二

本年の

中央學校入學者の選抜方法

文部省・二

敵の生命線を衝く

大東亞海軍總司令部・二

英米罪惡史(四)……………元

「燃料」生活必需品(續)

商工省・二

大東亞海軍總司令部……………二

通・風・塔……………二

## 週報誌

一月三日(木)

▽宮中において元始祭の御儀を厳かに執り行はせらる。▽米

英兩國、南西太平洋防衛に最高司令部を設け、司令官にウェー

ズエル大將就任

一月四日(金)

▽宮中において政始の御儀を厳かに執り行はせらる。▽香取帥

宮守兼、鹿島神宮皇孫皇孫の兩官儀大社を勸祭あらせ給ふ旨

御決定あらせらる。▽日本軍に協力せよと、泰國務省布告

一月五日(土)

▽滿洲國語書院(八日)を設立

一月六日(日)

▽第七十九議會提出の二十一法

案要綱を閣議で決定。▽師範學校制度改善案(四)が閣議で決定

に異議を閣議で決定。▽戦時給養委員會を衆議院内に設置の件

を閣議で決定。▽滿洲開拓第二期五年計畫要綱(二十五)を閣議で決定。▽陸海軍航空部隊一千機帝都を訪問。▽ルーズ

ヴェルト大統領、議會において教書演説を行ひ、五百六十億ドルの大軍備に着手の旨言明

一月七日(月)

▽府縣要綱(昭和十七年度より直轄府中心に在り)を閣議で決定。▽第七十九議會提出の三十四法律案

要綱を閣議で決定。合計六十六條

案を閣議で決定。▽味噌、醬油を六六六殺虫剤に調製供給を賣屋の旨、農林省発表。▽マ

ニラに軍政を施行

一月八日(火)

▽大元帥陛下の臨幸を仰ぎ奉り、代々木練兵場に陸軍第一師

兵式挙行さる



# 企業許可令の施行

省 工 商

去る十二月十一日に公布され、十三日から施行になつた企業許可令とは、一體どのやうなものでせうか、また一般に事業を行つてゐる者は、この法律が生れたために、どんな影響を受けるものかについてお話しせう。

企業許可令は國家總動員法の第十六條と第十六條の三の規定に基づいて定められた勅令であつて、去る九月十二日の第十九回國家總動員會議に諮問され、その後條文の整理等についていろいろ準備中でしたが、いよいよ十二月十一日に公布されました。

## 企業許可令のねらひ

この企業許可令は、事業の開始、委託等について一般的許可制を實施しようとするものであつて、適用範圍の廣い點からいへば、未だ世界にその例をみないものであり、正に劃期的な立法といへませう。ドイツやイタリア等でも、營業の許可制はやつてゐますが、それは商業特に小賣商の統制を主と

するものであり、今回制定された企業許可令のやうに、一つの法律で、商工業その他全般的に許可制を行ふものは未だ例がないやうです。

ではこの企業許可令はどういふ理由で制定されたのでせうか。この勅令の目的は、その第二條に「本令ハ國民經濟ノ總力發揮ニ資スル爲企業ノ整備統制ノ基礎ヲ確立スルコトヲ目的トス」とはつきり示してあります。現在の戦争は國家總力戰であり、直接武力が必要なことは申すまでもありませんが、その武力の素地となるものは經濟力です。如何に武道の達人と雖も、身體の血となり肉となる營養をとらねば、ひとりでは參つてしまひ、誰にも負けてしまひます。國の武力も同様で、いくら軍隊が強くても、その血となり肉となる營養ともいふべき國の經濟力もつと廣くいへば、國の民力がぐら／＼してゐては戦争には勝てません。武力と民力が一つになつてはじめて最大の効果があらがるのです。國民經濟の總力發揮とは國家の經濟力を最高度に發揮することです。そのためには差當り、企

業の整備統制といふことが必要ですが、企業開始が、これまでのやうに一般に自由ですと、企業整備の効果が新規開始の企業のために非常に妨げられることになりまます。そこで今回政府では、企業許可令を制定して、企業整備の促進を圖り、ひいては高度國防經濟の確立を期すことになつたのです。

## 許可をなす機關

企業許可令の實施によつて、事業の開始、委託等をするには許可が必要となりましたが、この許可はどこですることになるのでせうか。勅令の第三條第一項に指定事業を開始しようとする者は「行政官廳」許可又ハ重要産業團體令ニ依ル統制會ニシテ主務大臣ノ指定セルモノ（以下指定統制會ト稱ス）承認ヲ受クベシ」と定めてあります。これによつてわかるやうに、まづ許可をするものは行政官廳といふことになりまます。行政官廳を大別すると、地方長官（道府縣知事）と主務大臣となり、その他に現在のところ警視總監と鐵道局長（陸上小運搬業に限る）があります。このやうに、たゞ行政官廳といつても必ずしも同一ではないのですが、それは企業許可令施行規則（以下規則といひます）の別表に、本令が適用される指定事業が列記してあり、その指定事業の下にそれ／＼所管行政官廳があげてありますので、それを見ればわかります。一

般には、特に重要な事業で全般的に統制の要がある事業に限り主務大臣とし、その他は原則として地方長官といふことになつてゐます。但し主務大臣が許可する事業についても、一般に書類は皆地方長官を經由することになつてゐますので、直接には地方長官に差出すことになりまます。

次に統制會ですが、重要産業團體令に基づいて各重要産業部門別に續々と統制會が設立されてをりますが、このやうな統制會の基礎が確立されるやうになれば、本令の事務の一部を統制會に委託することになつてゐます。その際には、その統制會の承認を受くべき事業を指定して、統制會の名稱と共に主務大臣が告示することになつてゐます（規則第四條）。この指定があれば、それ以後においては、指定された事業に関する限り、本令の事務は全部その指定統制會が行ふことになりまます。統制會は行政官廳ではありませんので、行政行為である許可は出來ないので、その代りに承認をさせ、それに許可と同様の効力を持たせることになりまます。

## 指定事業

前述のやうに、企業許可令の適用範圍は非常に廣いのですが、あらゆる事業に適用があるわけではありません。本令が適用される事業は、開令を以て指定される（勅令第三條）ことにな

つてをり、開令である施行規則に指定された事業は、差當り續業二、工業三〇三、商業三三八、交通業一、合計四四三です。この指定事業に關係しないものは、本令は適用されませんから、この點注意を要します。

しかし、この指定事業を行ふ限りは、あらゆる者に適用され、一般營業者は勿論のこと、直接營利を目的としない産業組合、商業組合、工業組合、購買會等の行ふ事業にも本令が適用されます。これは、この企業許可令が、單なる業者保護の目的のものでなく、國の經濟統制上の必要に基づいて制定された當然の結果であるといへませう。また事業の規模、業態等によつて差別することもありません。すなはち會社、個人の別なく、百貨店、通信販賣、仲介業、露天商、行商等全部に及ぶのです。但し事業といへないやうな場合には本令は適用されません。例へば一般家庭で骨董品の處分をするとか、學術上の實驗のために物をつくるとか、完全な自家消費のために物をつくるとか、いふやうな場合はもちろん本令の適用外です。この意味で、農業者や漁業者が、自分で生産した蔬菜や鮮魚介類を直接家庭または小賣業者に販賣する場合は、一般には事業として行ふものとは解しないことになりました。ただ店舗等をかまへて販賣する場合は事業となります。商業のうち販賣業の指定には、出来るだけ卸賣業と小賣業

とに區別して、「將來配給段階が混亂するのを防止すること」にしました。なほ、卸賣業と小賣業の定義については、これまでしばしば論議されたのですが、未だ定つた定義には到達してゐなかつたので、本令の取扱上は規則第二條のやうに解釋することにしました。

### 事業の開始

前述の指定事業を新たに開始しようとする者は、行政官廳の許可または指定統制會の許可がいらす(勅令第三條)。この開始といふのは、事實上の開始を意味し、例へば製造業では現貨に製造できる状態に、物品販賣業では現貨に顧客が來れば、何時でも物品を販賣できる状態を指すのです。この事業開始の許可は、工場、事業場、店舗等の事業を行ふ場所ごとになつてゐます。すなはち本令では、この事業を行ふ場所がすべて單位となるのです。事業の開始も、一つの事業を行ふ場所での開始を指します。事業の開始も、移轉先で事業開始の許可がいらす。事業を行ふ場所には、必ずしも一個の建物施設であることを要せず、むしろ業務上一單位と認められるものは數個の施設も一つの場所と考へてよいでせう。例へば、店舗に附屬する商品の倉庫などは、別の場所にあつても店舗の附屬物と考へ、獨立の事業を行ふ

場所と考へる必要はありません。工場等も數棟集つてゐる場合は一つの單位の場所と考へてよいですが、距離のはなれてゐる場合は別々になります。

また事業の開始は、事業を行ふ者を基礎として考へますので、人格の變る場合、例へば事業の譲渡、會社の合併、組織の變更等も新たな事業の開始となります。たゞ相續の場合は特例を設けて、相續人が被相續人の行ふ指定事業を承繼した場合、事業開始の許可または承認があつたものとみなし、單に報告の義務を課したに止めてあります(勅令第五條)。

### 事業の委託

指定事業を行つてゐる者が、その事業を他人に委託しようとする場合には許可がいらす(勅令第四條)。この場合、委託といふのは損益計算の附屬とは關係なく、委託者の名で受託者がその事業の經營をする場合を指すのです。いはゆる名義貸しの場合です。内部的に契約關係とは必ずしも關係ありません。委託の許可を申請するのは委託者ですが、受託者の連署を要します(規則第七條)。

### 設備の新設、擴張等

指定事業に屬する設備で、主務大臣が特に指定するものを

新設、擴張または改良しようとする場合には許可がいらす(勅令第六條)。この設備の指定は主務大臣が告示することになつてゐますが、差當りこの指定設備としては、十二月十三日の商工大臣告示と十二月十五日の農林大臣告示によつて、金屬工業、食料品工業、倉庫營業等の設備が指定されました。物品販賣業の店舗等については差當り指定しないことにしてゐます。

### 現に事業を行ふ者

現に事業を行ふ者といふのは、指定事業の指定のあつた際に現に事業を行つてゐる者です。第一回の指定についていへば、十二月十三日現在、その事業を行つてゐる者です。右の者は行政官廳に事業を行つてゐるといふ報告書を指定の日から六十日以内に提出せねばなりません(勅令第七條、規則第十一條)。第一回の指定事業については、二月十二日までに報告せねばなりません。報告しないと以後事業が行へないといふことはありませんが、千圓以下の罰金に處せられます。また報告書に虚偽の事實を書いて出すと、同様に千圓以下の罰金にかゝり、また、若し事業指定の期日以後に始めた事業を現に行ふ事業として報告して、その事業を行へば、勅令第三條の違反ともなり、二年以下の懲役または三千圓以下の罰金に









### 疾病と異常の検査

身體検査は、疾病と異常、發育と榮養、運動能力について行ひ、特に疾病と異常の検査に重きをおくことになつてゐるが、要するに、兒童が中等教育に堪へられるか、どうかを検査するのが主眼である。従つて、例へば手が曲つてゐるとか、跛であるとか、身體に一部の缺陷がある兒童について、すぐにそれだけを取上げ、入學を拒否するやうな取扱ひをすべきものでなく、中等學校の教育に堪へられる限りは、慎重に三者を綜合して判定した上で入學の可否を決しなければならぬ。

運動能力の検査では、疾病と異常、發育と榮養よりも運動能力の方を重く取扱ふやうな印象をあたへることは避くべきで、また検査の時も検査項目が必要以上に多かつたり、過激すぎて兒童に過重の負擔をかけないように注意して頂きたい。なほ身體検査の判定についても、兒童の身體全體を大體的に判定することが肝要で、個別的な或ひは部分的な採點を行ひ、これを機械的に算定するやうな方法は極力排して、綜合的に評價しなければならぬ。

### 十點法と席次の廢止

國民學校長の報告は、個人調査書と學級一覽表に分かれる

が、共に本年度改正された國民學校の學籍簿の取扱に關する趣旨に鑑み、これまでの十點法を廢し、すべて評語によつて記入することとし、席順は記載しないこととした。評語はすべて優良可の三段階に限り、地方の事情によつて秀、良上、良下を使つてゐる場合でも、報告書はこれ等を用ひず、秀は優とし、良上、良下は良として記載させる。なほ國民學校令施行前の學年の分は、これまで通り十點法の評價をそのまま記入することとし、報告書の様式はこれまで區々であつたが、本年は様式を示して、なるだけこれによらせることとした。

### 學區制の實施

入學考査に關する學區制といふのは、中等學校の入學につき、一定の區域を定め、その區域内の入學志願者を、その區域内の中等學校に收容しようとする入學考査に伴ふ便宜の取扱をいふ。すなはち中等學校の入學志願者が、收容人員を超過した場合には、學區内の中等學校は、その學區内の志願者を優先的に入學させることとする。従つて國民學校では、右の趣旨に副つて志願をするやう兒童を進學指導して目的を達しようといふのである。

學區制の主眼は、

(一)生徒通學の利便を圖り、併せて交通機關の雜沓緩和に資すること (二)校外指導その他學校修練の強化を容易ならしめること (三)優秀兒童の特定學校への集中を防ぎ、學校差を少なくすること (四)國民學校と中等學校との連繫を密にし、兒童の教育につき一貫性を期待し得ること

等にある。

學區の決定には戸數と人口、入學志願者數、中等學校の收容力と分布状況、通學距離と交通機關等の諸事情を考慮すべきである。

### 綜合考査制の實施

志願者の所屬學區の決定には、國民學校による場合と、保護者の居住地による場合とが考へられるが、いづれにしても形式的な寄留學區制の趣旨に副はない脱法的行爲は許さないやうにしなければならない。

綜合考査制といふのは、入學考査を各中等學校で行はず、考査委員會が志願者を綜合考査して、入學者を決定し、これを各學校に配分する方法である。

綜合考査制の主眼は、

(一)考査と入學決定に關する信頼の念を一層高めること

(二)考査に當る入學考査委員會は、中等學校教職員、府縣教育職員、醫師の中から選定委嘱された考査委員で組織する。考査委員會は適當な班に分け、各班で指定された志願者を考査し、例へば、甲、乙、丙、丁等の數段階の考査成績を決定する。

合格者の決定と配分には種々の方法がある。

第一は志願者に中等學校について第一、第二等の志望をさせ、志望順位をもとにして、考査成績によつて合格者を順次決定する方法である。

第二は志願者の學校に對する志望を考慮しないものであつて、成績順位によつて各學校の收容人員の總計に相當する數の合格者を決定し、これを成績段階毎に均等配分し、或ひは抽籤により、又は通學距離の遠近による等適宜の措置によつて各學校へ配分入學させる方法である。

入學考査に關する學區制、綜合考査制の内容は、凡そ以上述べたやうであるが、本年は、これを全國一率に實施させず、中等學校の現狀に即して、次ぎに述べるやうな無理

のない実施方針を指示し、漸次その効果を擧げさせることとした。

第一 兩制を実施するかどうかは府縣の實情に応じて決定すべきものである。しかし中等學校入學者選抜の問題は特に東京、大阪その他の大都市で一層切實になつてゐるので、大都市を含む府縣では、できるだけ實施させることとした。

第二 兩制はこれを併用することによつて一府その趣旨を達成できるものと信するが、府縣の實情によつては、兩制の何れか一方だけを實施できる。

第三 適用すべき中等學校の種類は、教育内容、分布状況等から考へ、中學校、高等女學校を適當とするであらうが、實業學校にも、例へば商業學校、農業學校等には考慮することが望ましい。

第四 中等學校の經營上の種別からみれば、現状では府縣立、市立等の公立學校に適用するのが容易と考へられるが、場合によつては私立學校にも考慮することもあり得るであらう。

第五 本制の實施は各府縣區々となる見込であるが、これがため従來隣接府縣間等に相當行はれてゐた中等學校入學者の交流が、全然不可能となるやうな結果を來

たすことは面白くないことであるから、必要な場合には、關係府縣相互に協議し、適當な方法を決定して圓滑な運用を圖ることとする。

以上本年の中等學校入學者選抜の概要を述べたが、中等學校入學者選抜の問題は、新學年の近づくと共に、毎年繰り返し論議されるのであるが、現時の國家未曾有の難局に當り、國民教育の緊要性はいよゝその度を加へ、ひたすら皇國民煉成の使命を目指して邁進せねばならない秋、入學者選抜問題の論議に徒勞を重ねるやうなことは誠に遺憾である。入學難緩和は、將來中等學校で志願兒童の志望を満足させるに足る十分の收容力と設備をもつことを前提とすることは勿論であるが、現在でも、若し國民學校の進學指導が適正に行はれ、父兄もこれに協力して學校教育に對する理解を深め、大乗的見地に立つて兒童の個性と能力に應じた學校を選択するように努めると共に、他方中等學校では官公私立の如何を問はず、各自その經營と教育内容を刷新改善して、一般社會の期待に副へるやうになれば、二者相まつて入學難問題は、その大半を解消できるのである。

毎年の事ながら、父兄と社會一般の深い理解と學校關係者一同の研究と反省とを重ねて希望してやまない。



### 米の作戦全面的に崩潰

比島の首都マニラの陥落は、大東亞戰爭最初の新年朝顔を飾るに相應しいものであつた。マニラの陥落が、アメリカ海軍の太平洋作戦にとつて、ハワイにおける太平洋艦隊の全滅に次いでの致命的な打撃であつたことはいふまでもない。

マニラは、アメリカの東亞制覇の一大據點であり、香港、シンガポールと共に、米英の對日包圍の戰略三角形を形成し絶對不敗の布陣を誇つてゐたのである。しかるに香港既に陥ち、マニラまたわが手に歸した今日、残るシン

ガポールの威力と價値は著るしく減殺されたばかりでなく、絶對的な孤立に陥り、僅かに餘喘を保つといふ状態に追ひ込められつゝあるのである。

マニラの陥落によつて、南支那海一帯の海域は、今や完全に帝國海軍の掌中に入り、わが太平洋作戦を安全且つ容易ならしめることとなつた。即ちこれによつて、米英兩國は、南支那海を利用して行はるべき、わが作戦、輸送を妨害するための最も有力なる基地を失ふこととなり、今後わが陸海協同の南方作戦は、いよゝその後方の安全性を確保され強力に遂行されることとなつたのである。

反對にアメリカにとつては、グラム、ウェーキに引き続くマニラの失陥は、海軍の作戦がよつて立つべき基礎を全く失つたことを意味するものであつて、今や艦隊による反撃は極めて困難であるばかりでなく、潜水艦、飛行機をもつてする海上ゲリラ戦さへ覺束ない状態となつた。

一體、アメリカ海軍が、太平洋上に築造した艦隊根據地は、ハワイ真珠灣と、比島マニラの二つであつた。真珠灣が對日渡洋進攻作戦の巨大な前進基地であれば、マニラは對日通商破壊作戦の有力な基地としての使命を課せられてゐたわけで、アメリカ海軍の太平洋作戦は、正しくこの二

つの基點を兩脚として、組立てられてゐたといへる。ところが、開戦勢頭が奇襲作戦によつて、既に眞珠灣はその機能を喪失し、今またマニラを完全に攻略されて、太平洋における作戦據點をもぎ取られた現在、アメリカの太平洋作戦の基礎は、全面的に崩潰したといつても過言ではない。

### アメリカの生命線

「日米相戦ふ場合は、艦隊主力の決戦は後廻しで、通商破壊戦が先行するだらう」といふのは、世界の軍事評論家の定説になつてゐた観があつた。

現にアメリカ海軍が、潜水艦作戦の權威として知られるハート大將を東洋艦隊司令長官としてマニラに常駐せしめ、しかも最新鋭艦をも含めた二十隻の潜水艦をその麾下に配してゐた點からしても、もし日米開戦の場合は、この潜水艦と、自國の「空の要塞」をもつて、日本の海上交通路を脅威し、日本を經濟的に締め上げる作戦であつたことは容易に想像され、アメリカ海軍としては、この通商破壊戦こそが最もつけ目とするところだつたやうである。

即ちハワイからミッドウェイ、グアム島を抜けて比島に、

更に延長してシンガポールまで一線を引き、この線に奇襲艦艇を配し、日本と日本の資源確保圏となるべき南方諸地域との連絡路を遮断し、日本の補給路を攪亂破壊し去らうといふのが狙ひだつたのである。そのためには敢てハワイまで煩はさず、マニラ灣に蟠居させた潜水艦部隊の勢力充實にもつとも重點をおくとも、一方大型飛行艇をはじめ航空兵力に期待をかけてゐたやうである。

しかるに開戦と同時に主力艦は勿論のこと、頼みとする航空兵力の殆んどが、わが荒鷲の好餌となつて撃墜破壊され、あとは潜水艦の活躍のみに望みをかけるといふ状態に追ひやられてしまつた。もちろん二十隻くらゐの潜水艦で日本の南方交通を遮断して、經濟封鎖を試みるとするは笑止に類することではあるが、そのどつて置ききの潜水艦すら既に十六隻(十二月三十一日現在、他に未確認のものあり)をわれに撃沈され、今や對日封鎖は實質上晝餅に歸した。アメリカの對日通商破壊線として描かれたミッドウェイ、マニラ、シンガポールの二線は、實にアメリカとしては手離すことの出来ない生命線だつた。それは作戦線であると同時に、經濟線でもあるからである。即ち、戦前アメリカは英領マレーからゴムと錫の二年間の需要量の九割、比島からクロムを二十七万トンと、麻の全部、支那からタン

グステン二万五千トンを入力してゐたのであるが、これが杜絶することになれば、アメリカの國防資源の確保、軍需工業の完遂を期することが不可能となるのである。

### 對米逆封鎖の態勢

これに引きかへて日本はどうか。わが精銳なる潜水艦は遠くアメリカ大陸の沿岸まで肉迫して既に約九万トンの船舶を撃沈、損害を與へたもの七万トルに達し、敵艦を襲からしめてゐる有様で、帝國海軍の作戦區域は東はアメリカ本國海岸より、西は印度洋に及ぶ東西一万里、實に地球の半周に近からんとし、北はアリューシャン群島より、南は赤道を越えて更に南温帶圈に至る南北五千哩の海域に亘つてゐるのであつて、これは人類が戰場として想定し得た最大のものではないかと思はれる。

かゝる渺茫たる區域に作戦するわが海軍は緒戦におけるハワイ海戦、マレー沖海戦に引續きいよ／＼その戦果を擴大し、更に敵の通商も、海上交通も閉止せしめてゐるのであるが、しかもわが海軍の主力部隊は、開戦以來唯の一回も敵の攻撃を受けることなく、もちろん全然無疵のままに、儼然として太平洋上に敵を壓迫し、いよ／＼その底力を加へつゝあるのである。従つてわが海軍の實力をもつて

すれば、必要とあればなほ數千哩の作戦區域の擴張も可能であつて、太平洋、印度洋を制して「新日本海」と稱する日が來ないとは誰が斷言出來よう。

かくて、米英が呼號したA.B.C.Dの對日包圍陣は完全に崩潰し去つて、われは今や對米逆封鎖の態勢を強化しつつあるのである。

對米逆封鎖の完成が、アメリカにとつて如何に致命的であるかは説明するまでもあるまい。即ちアメリカは持たざる物資なしと大言壯語してゐたものの、タングステン、錫、マンガン、ゴム等の戰略重要物資の大部分は、これを東洋に仰がねばならず、従つて戦前においてアメリカは、南方航路の安全を圖る一方、最大限度の船艦を太平洋に廻し、足りない分は英艦、捕獲ノールウェー船等を定期船として配備し、戰略物資の確保に努めてゐた。

# 英米罪惡史

米西戦争 が必要となつて来たのである。早くかの結果、米らこれに目をつけて来た米國は、一八五〇年英國と條約を結んで、英米兩國の共同管理による中米横断運河の開鑿を痛感するに至つた。

米西戦争の結果太平洋に野望を懷き即ち艦隊を大西、太平兩洋に連かに移動するためにも、またスエズ運河の開通によつて英國に脅かされて来た支那との貿易を守るためにも、中米の地峽を貫く運河

○三年十一月三日にパナマに叛亂が勃發し、鎮壓に向つたコロンビア政府軍は米巡洋艦ナッシュ、エスレイ號のため陸を阻止され、開談々としてゐる間にパナマの獨立宣言が行はれ、四日には假政府が出来、七日米國がこの新共和國政府を承認し、十八日にはこの新政府と米國との間に一千万弗で十里の運河地帯の永代租借權を認める條約が出来上つて終つたのである。由來パナマは叛亂の多いところであるが、叛亂勃發の前日に、米艦が偶然パナマに到着してゐたおかげで、新しい共和國が出来上り、新しい條約ができたのである。

米國の警備權の名の下に、今日パナマ運河は宛然たる米國の要塞と化し、パナマ港の如きは完全な米國の軍港となつてゐるのである。更に日米關係急迫を告ぐるに及び、突如パナマにクーデターが勃發。新政府をしてパナマ在

ともあれ、わが作戦の進捗、戦果の擴大につれ太平洋制海權はいよいよわが手によつて確立強化されることとなり、封鎖は正に主客顛倒の形となつたのである。

## 潜水艦の特性を知れ

ところで、封鎖作戦の花形ともいふべき潜水艦の特異性については、この際とくに銘記して置かねばならない。潜水艦は制海權の埒外にあり得るものであつて何時、何處においても油断のならない代物であるからである。

アメリカの東洋に配した潜水艦二十數隻のうちその大部分は既に失はれ、アメリカ海軍が誇示した海上ゲリラ戦は、ものの見事に撃破されたものではあるが、アメリカ海軍は戦前百七隻以上の潜水艦を保有してをり、そのうちの最新鋭のものは、二千數百トン、速力三十一ノット以上、水雷發射管六基乃至八基、十三センチ以上の砲も搭載し、航續距離は一萬五千哩から二萬哩に及ぶといはれてゐるので、もしアメリカ海軍にして、日本海軍のなし得るところ、我になし得ぬ理なしとして奮起したとすれば、その潜水艦の一部は、太平洋を横断して日本近海に行動し得るのである。

潜水艦の一大特質は、實にその隱密性にあつて、敵の制海、制空の圏内にあつて活躍し得ることである。従つて潜水艦は相手に廻せば厄介な代物となり、味方にあつては強力な武器となるのである。現にわが海軍の潜水艦は、一億七千万平方哩の太平洋を狭しと縦横に活動し、いよいよその本領を發揮しつゝあるのである。

だが、國民はあくまで、潜水艦の特異性を銘記し、萬々一にも、網にもれた敵の潜水艦によつて不慮の犠牲を出す如きことあるとしても、狼狽することなく、あくまで大局を靜視し、海軍に協力するの態度が望ましいのである。これだけの大戰争である。繊細な神經をもつて限りなく起り來るであらう現象毎に一喜一憂、神經をとがらしてゐては、到底かゝる建設的大戰争には堪へられぬのである。

國民は一勝に安んずることなく、前線の將兵同様、御稜威の下、天佑神助を信じて、大東亞戰爭完遂に、烈々たる決意と覺悟を新たにせられんことを要望してやまな

大本營海軍報道部

住邦人を一人残らず逮捕監禁せしめたことは、吾人の腦裡に生々しい事實である。米國は常に、中南米諸國の政府の豫備品を手許で養成してゐるとさへ言はれてゐる。

### 東亞における罪惡史

次に米國が、東亞に對していかに毒牙を揮ひつゝあつたか、即ち太平洋における米國の罪惡史をみることにしよう。

英國が阿片戰爭によつて支那と南京條約を締結、支那を食ひ喰ひ始めたのをみた米國は垂涎措く能はず、一八四四年支那に迫つて南京條約と同様の條約を締結した。いはゆる望厦條約がこれである。當時米國は未だ太平洋岸に進出してゐなかつたが、支那に對して早くも野望を懷いてゐたのである。

米國がカリフォルニアをメキシコか

ら奪つて太平洋岸に進出したのは、前述の通り一八四八年のことであるが、これによつて米國の太平洋征服熱は本格化し、まづ支那との貿易において英國を壓倒しようとした。

しかし當時の蒸氣船は單式機關で石炭の消費量が多かつたため、太平洋横斷の對支貿易には、どうしても中間の寄港地が必要であつた。この寄港地として米國が目をつけたのが日本である。

かくて嘉永六年（一八五三年）六月、ペルリは軍艦四隻を率ゐて浦賀沖に來航した。黒船來るゝ當時の落首に「たつた四は、い夜も寝られず」とあつたほどだが、ペルリの最初の計畫では、十二隻の軍艦を率ゐて來航する豫定であつた。武力の威嚇によつて一氣に通商條約を締結する計畫だつたのだ。

更に見逃してならないのは、ペルリが日本へ來る途中、小笠原諸島の父島

一見港に立寄つてゐる事實と、往復の二回琉球の那覇に寄港、琉球王に迫つて交易と貯炭所の設置を要求、琉球王がこれを拒絶せんとするや武力を以て威嚇し、遂にこの要求を貫徹させたことである。

翌安政元年、七隻の軍艦を率ゐて神奈川沖に現はれたペルリは、遂に宿望を達して下田、函館の二港を開かせ、薪水、食料、石炭等を供給させる條約を結んだ。開國の恩人として米國が恩をさせるペルリも、假面を剥けば侵略者の一人にほかならないのである。

要するに米國は、英國が支那問題に忙殺されてゐる際に日本に進出、日本に好意を示すやうなみせてその歡心を買ひ、英國を出し抜いて有利な地歩を占めようとしてゐたのである。従つてそれは恰度、羊の毛皮を被つた狼のやうなもので、萬延元年（一八六〇年）十二月ハリスの通譯ヒュースケンの殺害事

件が起るや、米國は忽ちその本性を暴露し、英、佛、蘭、露の諸國を語らつて、聯合艦隊の武力示威によつて日本を壓迫しようと試みた。この計畫は列國が相手にしなかつたので失敗したが、この時分米國は南北戰爭の内亂によつて單獨では強硬方針を採れないやうな状態にあつたからである。この内亂によつて米國の東亞侵略は暫し中斷の形となつたが、この内亂がなかつたとなれば、ペルリの小笠原領有計畫の成行きは、どんな危険を齎したか測り難い。

### 惡辣なハワイ併合

南北戰爭以後の國內對立によつて、一時米國の侵略の手が緩められたとはいへ、この間に米國は國內の統一によつて諸種の準備を整へ、近代産業國家として起ち上り、次ぎの時代には、

巨大な富を擁して列國の太平洋侵略に強力に割り込んで來た。列國に立廻れただけに、それは極めて積極的であり、遮二無二であつた。その第一着手はハワイ併合と米西戰爭によるフィリピン領有である。

一體、米國がハワイに目をつけたのは同島に支那人の珍重する香木、白檀を豊富に産したからである。ハワイは十九世紀の初頭、カメハメハが國內を統一して獨立の王國を形づくつてゐた。貪慾な米國は文化九年（一八二二年）、白檀の採取權をハワイ王朝から獲得して濫伐に濫伐を重ね、遂にこれを伐り盡して終つたのである。そればかりか、王命を笠に島民を驅り出して白檀の運搬に酷使したので、農業は衰微し、白檀を伐り盡した時分にはハワイは全く窮乏のどん底に落ちて終つた。すると米國は、この財政困難に目をつけて、今度は經濟的な侵略を始めた。

### 南方共榮圈要圖

一月下旬發賣予定

大東亞戰爭の進展に伴ひ、その戰況並びに南方地域に關する認識を一層深からしめるために、情報局では關係方面の協力を得て、國民に手頃な地圖を提供することにしました。

- 一、大きさA判（縦横十六倍、四倍、刷）
- 二、範圍：ビルマ、泰、佛印、英領マレーよりフィリピン、關印、ニューギニアを含む。
- 三、内容：航空基地、海軍基地、地勢の大要、主要物産等を記入す。
- 四、發行：内閣印刷局。
- 五、發賣所：全國の別報販賣店。

定價十錢

る共和国政府を樹てたのである。

當時ハワイには日本人が既に二万五千名も渡つてをり、ハワイ王国内には相當親目的な空気があり、明治五年(一八七二)には日本に合併して貰ひたいとの話を持ち込んで来たくらいである。これを聴いた米國は大いに慌て、早速「ハワイの併合は、日本といはずいかなる國が計畫しようとするか」は反對だ」と横槍を入れ、明治九年(一八七六)にはハワイに米國以外への第三國への不割譲を約させ、十七年には眞珠灣の武装艦を奪ひ、明治二十六年(一九一三)には遂に前述の革命によつて王政を倒して終つた。

越えて明治三十年(一九一七)アメリカがハワイ併合を企てたので、これに對して日本は強硬に反對した。しかし米國は他人のことなどには構ひなしの例の流儀で、翌三十一年には遂に併合を強行して終つたのである。

### 巧妙な大陸への侵略

ハワイを併合したのと同年の明治三十一年(一九一八)年、米西戦争によつてフィリピンを奪取した経緯は前號で既に述べた。ハワイからフィリピンへと飛行傳ひに支那大陸に迫つた米國は、「東洋市場の鍵」である比島領有の翌年、早くもこの鍵で支那大陸の門を開きにかゝつた。米國務長官ジョン・ヘイが列國に對して發した有名な「門戸開放」宣言がこれである。

この宣言は列國に對して、支那における通商には排他主義を採らず、各國機會均等であるべきことを要求したものである。このジョン・ヘイの宣言は一見極めて紳士的な原則のやうにも見えるが、實は、支那の要地の悉くを列國に確保された後に現はれた米國が、經濟的に支那を侵略せんがための巧言にほかならない。この「門戸開放」機

會均等」をお題目のやうに唱へながら、米國は適二無二支那大陸への經濟侵略を開始したのである。

經濟侵略ばかりか、門戸開放宣言の舌の根も乾かぬ明治三十三年には、ヘイ自身が我が臺灣の對岸で、他國に租借の禁せられてゐる福建省沿岸に海軍根據地を租借しようとした事實がある。これは我が國の斷乎たる反對によつて、一蹴されたが、米國はその後も斷念せず、大正二年には福建省三都澳の米國軍港建設計畫として、飽くなき野望を再燃させてゐる。

### 日露戦争と提議の吐

日露戦争中米國が日本に借款を供與し、またルーズヴェルト大統領が日露講和の提議をしたことは、一見いかにも日本に好意を示したかのやうに見えるが、米國の魂膽はこれによつて支那進出の基礎を築くことにあつたのである。

る。

その證據には、明治三十八年八月、米國の鐵道事業界の大立物ハリマンが日本を訪れ、南滿洲鐵道を日米折半で共營するといふ協定を結んだことがある。このハリマンの計畫といふのは、米國の世界市場を開拓するために、大陸横斷鐵道、太平洋汽船會社、滿洲鐵道、シベリア鐵道を経てバルチック海に出、大西洋から米東海岸に至る世界一周交通路の計畫であつた。シベリア鐵道をロシアがもつてゐる以上、こんな計畫が實現不可能なことは明らかで、畢竟するにこれは、米國が東亞における經濟的據點を滿洲に求めるための口實に過ぎなかつたのである。日露戦争中我が國に財政的援助を與へた米國の銀行がハリマン系の銀行であつたことは、米國のこの魂膽を裏書する。

幸ひにしてこの計畫は小村侯によつて看破されたが、米國が日露の調停に

立つたのも、滿洲に野心があればこそであり、米國は日本の強大になることを抑へつけようとしてゐたのである。毎い皇軍將士の血を以て購つた滿洲に對する米國の野望は、新民屯、法庫門鐵道、或ひは錦愛鐵道(錦州から北上、齊齊哈爾を経て愛琿に至る)等の滿鐵併行線、或ひはまた國務長官ノックスの、滿洲における鐵道投資を利害を有する列國の共同管理下に置かうとする「滿洲鐵道中立化案」等となつて執拗に続けられた。

### 非道な日本壓迫

日本の國力の進展に伴つて邦人の海外雄飛は盛んとなり、殊に米國のハワイ併合によつて同島在住邦人が米大陸へ轉航する者が増加して行つたが、米國は非道にも日本人排斥運動を起し、明治三十六年には移民制限法案を米國議會に上程、三十八年五月には桑港

に日本人排斥協會を設立、ポーツマス會議當時の對日輿論の悪化を契機として一舉に勢力を得るに至つた。明治三十九年四月桑港が大震災に見舞れるや、日本人に對して極めて露骨な壓迫を加へ、日本人の小學生を差別しようとしたいはゆる學童隔離問題が起つた。續いて大正二年の日本人土地禁止法案を経て、大正十三年日本が關東大震災によつて痛手を蒙つた際に乘じ、日本移民排斥法案を成立せしめて全國民の腸を煮え返らせたことは、われわれの終生忘れ得ぬところである。

世界大戦への参戦によつてアメリカの東亞壓迫は一時力を殺がれたかにみえたが、パリの講和會議となるに及んで米國の日本に對する壓迫はますます露骨になつて来た。即ち、山東においてドイツの有する一切の權利は日本が譲り受けてこれを支那に返還し、その

中一、三の経済的権益を日本が取得することに既に支那との間に協定が成立し、英佛の諸國もこれを認めてゐた。にもかゝらず、米國は山東におけるドイツの権益を日本が引継ぐことに反對したのである。

そればかりか、ウィルソンは日本が提出した人種無差別案を満場一致ならざるといふ理由で採擧を拒んだのである。

**大戦後一段と募つた野望**

世界大戦の結果、ドル膨れに膨れた米國の東亞及び太平洋に對する野心は再び猛然と猛り始めた。それには日本がどうしても邪魔である。そこで大正十年、ワシントン會議を開き、五・五・三の比率を以て日本の海軍力を抑へつけようとしたのである。

しかも防備の制限區域からハワイとシンガポールを除外したばかりか、日本には青島を還附させ、日本を手も足

も出せないやうにして終つたのである。のみならず、華府會議の最終日に調印された「支那に對する九ヶ國條約」ではジョン・ヘイの門戸開放、機會均等の宣言を法文化した。これによつて支那の上下に對し、米英に依存せば日本恐るゝに足らずとの觀念を植ゑつけ、侮日排日の抗日事件の續出となり、遂に滿洲事變、支那事變を起すに至つた。

**支那事變擴大**

後、英國と結んで公然たる敵性を暴露し、殊に歐洲戰争勃發後は英國が歐洲戰に東亞を顧みざるが爲め、奇貨とし、英國の番犬の役まで引受け、太平洋を我が物顔に傍若無人の限りを盡し、飽く

**寫眞週報 一月十四日**

- ☆マレー半島を南下シンガポールを懸懸するわが陸の精銳
- ☆早くも英領ボルネオ・セリア油田で活躍するわが採油隊
- ☆太平洋上米英諸基地を襲ふ輸送船團の群——海軍提督
- ☆ビルマルートの戦果——陸軍のラングレン機動隊大するわが戰果
- ☆皇軍治下のマニラ——新領地
- ☆マレー半島の要衝「イポ」市とは——新領地
- ☆わが荒鷲の好餌となる米英の戦闘機群
- ☆果してわが本土の空襲は出来るか——米が誇る熱帯部隊とわが空軍の奮闘

**生活必需品の讀本**



燃 料

今、どこに家庭でも燃料には相當な量が確保されておられますが、石炭にしても、煉炭にしても、國防資源の充實上、いづれも大切な役目を果してゐるのですから、乏しいところは工夫で補ふ意氣で我慢していただきたいのです。本誌では、戦時下石炭、煉炭、豆炭、コークス、ガスの必要さと配給關係等について、さつとご紹介しませう。

一口に家庭用燃料と申ししても、いろいろあり、極く主なものを拾つてみても、木炭、薪、ガス、石炭、コークスその他煉炭、豆炭、炭團など、かなりの数に上りますが、そのいづれをとつてみても、皆大切な資源であります。節約の必要なことには變りがないのです。しかも、家庭用燃料の節約は、それが國防資源の充實に直接關係をもつてゐるといふ點から特に必要なのです。この點は家庭用燃料に對する常識として、ぜひとも皆さんに瞭解しておいていただかなければならない事柄です。

さて、今日戰爭に最も大切な石油を統制して、これを軍の用にできるだけ多く廻はすことになりますと、重要な多

くの工場には、引上げられた重油に代はる燃料として、今度は、ガスを補給しなければならなりません。ところが、ガスの原料である石炭は、原料用炭(又は原料炭)といひ、特別の性質をもつ石炭でありまして、製鐵その他多くの時局産業の原料用としてます。多量の需要を充たさなければならぬため、ガス製造の方だけに豊かに供給することは到底できない話です。そこで、勢ひこれまでの家庭用や一般業務用に向けられてゐたガスを、或る程度制限して供給を調節しなければならぬことになるわけです。また私達に最も親しい木炭にしたところで、ガソリン代用として自動車用その他時局に重要な工業方面に使はれる分量

は最近急激に増加してをります。その上、木炭の原料となります樹木は、土木、建築、坑木用等として、或ひは紙、人絹、ス、等のパルプ原料として、生産力擴充や輸出増進のために缺くことのできない役目を有つてゐるので、木材はなるべくこれを素材として使用し、木炭に焼いて家庭で消費するといふことはできるだけ節約しなければならぬのです。木炭やガス以外の他の家庭用燃料も、事情は大體同じやうでありまして、いづれをとつても國防資源と深い関係のないものはないのです。

このやうに、國防資源と密接な關係があり、しかも國民の生活必需品である家庭用燃料のうちで、特に石炭、煉炭、豆炭、コークスとガスを拾ひ上げて、ざつとお話致しませう。

### 石炭

石炭の成分は、いづれも炭素、水素、酸素、硫黄、窒素その他の不燃質物(灰分)から成つてをります。そして、その配合によつていろいろの種類のもを生じてゐます。發熱量の點からいへば、炭素がこれを決定する主成分ですから、炭素が多いほど良いわけです。またガス發生用としては酸素と化合しない水素が多量に必要です。石炭中に

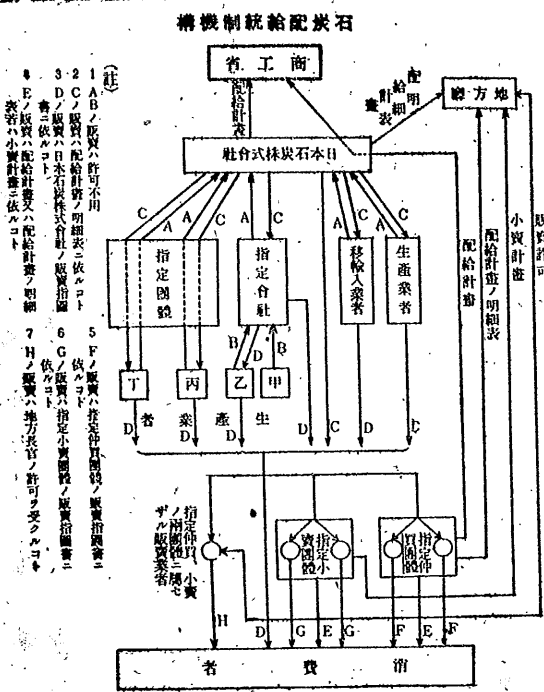
は多少の硫黄があり、稀には微量の磷が含まれてゐることもあります。そして、%以上の硫黄を含む石炭は、製鐵用に用ひますと鐵が脆くなり、汽罐用に用ひますと灰が固りやすくていけません。コークス用原料炭には粘結性すなはち石炭をむし焼にして揮發分を追ひ出した後は、膨脹して粘り氣のある炭素となつて殘る性質を必要とします。粘結性の石炭は酸素の含有量が多く長煙を發するか、または炭素に富み短煙性で、無煙の火焰を發して燃焼します。このやうに、石炭はその成分の配合の異なるに從つて種類を異にし、用途を異にするのですが、今日わが國では、石炭の標準規格は、規格の統一を單純化を原則として、石炭の種類を、第一種一般用炭、第二種原料用炭、第三種瓦斯發生爐用炭(以上有煙炭)、第四種無煙炭、第五種燐石の五種類に分ち、各種類別に特一級或ひは一級より數級に至る等級を設けてをります。石炭品位取締規則といふ商工省令の第一條第一項の規定に基づきまして、昭和十五年十月商工省告示第五百八十一號で公示されてをります。

石炭品位取締規則といふ商工省令は、昭和十四年後半以後戰時經濟の進行に伴ひまして、石炭の需要がその量だけでなく、質においても異常に増大した結果、やゝもすると粗悪な石炭が市場に販賣されるやうな傾向を生じ、たとへ

數量は増産政策の目的が實現されても、品質が低下したのでは何の効果もなく、かへつて産業能率を全體として低下させる恐れがありますので、粗悪炭の輸出を防止する意味で、昭和十五年の四月に制定されたものです。

我が國では石炭は、北から申しますと、樺太、北海道、常磐地方、山口縣と九州の西北部に産し、比較的恵まれ

る。數年前までは國內の全需要を十分に満たすだけでなく、相當量を輸出したため、我が國のいろいろの産業が今日のやうに發展できた原因の一つは、石炭の豊富な供給によると申しても過言ではないのです。それが、支那事變の勃發以來、産業方面で石炭の必要量が急に多くなり、その他の原因も手傳つて、石炭不足の聲が急に喧しくなり、重要問題として新たに採り上げられるやうになつたのです。不足の原因の主なものは、熟練労働者が多數應召したり、軍需産業方面に吸収されたため、これを補ふために新たに雇入れた労働者が大部分未熟練者だつたため、一人當りの出炭量がこれまで以上に非常に低下したことです。他方石炭山における設備そのものが現狀のままではすでに生産できる最大限度に達し、これ以上の出炭は新らしく坑道を掘るか、新坑を開發するかしなければ、急に出炭量を増すことは望めないのです。出炭が思ふやうに増加しないのです。それに滿洲、支那等でも生産力擴充計畫が進められるにつれて石炭の需要が増加し、この方面からの輸入量が減少したことも大きな原因です。



この方面からの輸入量が減少したことも大きな原因です。



かうして我が國は、今次の事變で初めて石炭の不足に直面したわけですが、政府の増産奨励で、成績をあげたり、また生産の第一線に立つてをられる生産業者や労働者の方々の不断の努力で、出炭そのものは大いに改善をみてゐます。しかし、この増産に続く目下の問題は、石炭の輸送で、すなはち、石炭が希望通り増産されても、その配給がうまく行はれず、掘り出されたまま山に積まれてゐるやうでは用をなしません。ところが、石炭の産地や消費地の様子をみますと、石炭は貨車輸送は割合少なくて、殆んどいづれの産地の石炭も船舶で輸送しなければならぬ現状にあるのですが、生産力増充の進展に伴ひまして、石炭やその他の船舶輸送物資が最近急に増大してをります。ところが、多くの船舶は軍方面の用に供されるやうになりましたので、民間で使へる船舶の数が減少し、そのため近時海上輸送はますます逼迫してまゐりまして、石炭の輸送が思ふやうにならない事情にありまして、政府は、このやうな困難の打開に全努力を傾けてゐるのですが、軍需、軍需工業その他重要産業に用ひられる石炭は、どうしてもその供給を確保しなければならぬのですから、家庭用の石炭の配給が、ますます困難になることは覚悟していただき、できるだけ辛抱願ひたいのです。

石炭の配給は、前に述べました石炭配給統制法と石炭配給調整規則といふ二つの法規で規制されてをります。すなはち、國內で生産されるすべての石炭と輸入炭は、一應石炭配給統制法によつて設立された日本石炭株式会社が一手に買上げ、それを販賣するには一定の規格による市場販賣価格を決定し、配給に當つては総合的に配給計畫を定め、商工大臣の承認を受け、それに基づいて作製した配給計畫の明細表に従つて、直接消費者に、或ひは個々の生産業者や輸入業者、または指定團體の團體員である生産業者や指定會社（共に商工大臣の指定したもの）にそれ／＼賣渡し、消費者を除く業者や指定會社が、さらに消費者や他の販賣業者に賣渡すには、日本石炭株式會社の販賣指圖書に従ふことになつてをります。さらにそれらの販賣業者が、府縣別に指定買團體（商工大臣の指定せるもの）或ひは地域別に指定小賣團體（地方長官の指定せるもの）を組織してをり、しかもその指定買團體や指定小賣團體で直接消費者に共同販賣する場合には、指定買團體は、商工大臣の承認を受けた配給計畫または地方長官に提出した配給計畫の明細表に、指定小賣團體は地方長官に届出した小賣計畫によつて販賣し、各團體員である販賣業者が個々に消費者に販賣する場合には、その所屬する指定買團體或ひは指定小賣團體

體の販賣指圖書によることになつてをり、指定買團體或ひは小賣のいづれの團體にも所屬しない販賣業者は、その石炭を消費者に販賣するには、一々地方長官の許可を受けなければならぬことになつてをります。かうして一應の石炭でも無駄なく、各需要者に公正に配給されることになつてをります。いま、上に述べた石炭の配給統制機構を圖に表はすと、二十七頁の圖のやうになります。

### 煉炭、豆炭

煉炭といへば、炭團や、熱量の低い燃料や、粉状で取扱いに不便な燃料の缺點を補ふために粘結劑で固めて一定の形とした燃料を意味しますが、こゝでは専ら粉末状の石炭を粘結劑で固めて作る煉炭、すなはち煉炭と豆炭を指します。

石炭を原料とする煉炭は、粉状の石炭を、灰分、水分をできるだけ除いて粘結劑を混ぜ、壓力を加へて卵型（豆炭）、煉瓦形、圓筒形（いはゆる煉炭）等を作り上げるのです。粘結劑としてはピッチ、コールタール、澱粉、糖蜜、亞硫酸、バルブ廢液、粘土、石灰等が使はれますが、ピッチ、コールタール、糖蜜等を使つたものは火つきがよくて、よく燃えますが、悪臭をもつ缺點があり、また粘土、石灰等は悪臭

は持たないが火つきが悪く、燃焼の後に灰分を残す缺點があります。原料として用ひられる石炭は、作られた煉炭の用途によつて異つてまゐります。發煙をかまはないやうな用途に使はれる場合には有煙炭でよいが、これをきらふ用途には無煙炭が要求されます。

現在煉炭の用途は家庭用燃料、鐵道用、特殊軍艦の燃料等ですが、家庭用煉炭は發煙量は非常に高いことは要りませんが、發煙悪臭は共にこれをきらふために、なるべく硫酸分の少い無煙炭を粘土、石灰等で固めたものが使はれ、鐵道用、軍艦用等は急激に高濃を出せることを第一の條件とし、臭氣は多少あつても差支へなく、煙は出さないに超したことはないが、さればといつて家庭用ほどには嫌はななくてもすむわけです。そこで鐵道用、軍艦用等には、なるべく發煙量の高い無煙炭に、これだけでは揮發分が少なくて火着きがよくなく、粘着性にも乏しいので、一〇—二〇％程度の有煙炭を混ぜて火つきをよくし、ピッチで固めたものが使はれるのであります。現在「つばめ」や「かもめ」などの特急列車が煙も出さず快的な速力で疾走できるのは、このやうな煉炭のお蔭です。

煉炭、豆炭は火力が強く、火持がよく、煙が少く、しかも比較的廉く手にはいりますから、家庭の暖房用、厨房用、

風呂使用として廣く使はれ、殊に事變以來は、木炭の不足やガスの制限などに刺戟されて、需要も急に増え、まわりました。煉炭、豆炭の増産は家庭用燃料問題の打開策として期待されてゐますが、こゝにも問題がないわけではなく、主な原料である朝鮮無煙粉炭と山口無煙粉炭が船期不足の折柄なかく自由に積取ができず、生産者の努力も消費者の要望も思ふやうにならないのは残念です。

商工省では、煉炭・豆炭が一般家庭の生活必需品となつてゐますので、昭和十五年十月「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」に基づき、煉炭配給統制規則を制定公布して配給を統制してをりますと共に、煉炭、豆炭の原料用炭である朝鮮無煙粉炭と山口無煙粉炭の価格は、もろん、煉炭、豆炭の価格を公定して、價格の昂騰を抑へてをります。

### コークスとガス

コークスもガスも共に石炭を乾溜して得られます。コークスをつくる場合にガスは副産物として得られ、ガスを主目的とする場合にはコークスが副産物として得られます。しかし、コークスは今日製鐵冶金用に主な用途を有し、ガスは、共に時局産業に重要な使命を果してゐますが、他方

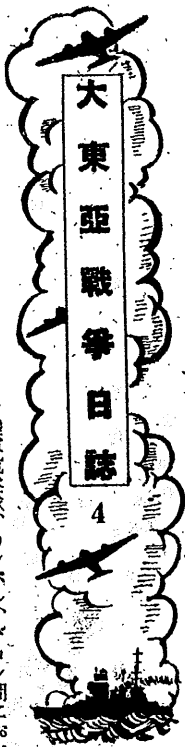
原料である石炭が輸送力の減少で思ふやうに供給されないところから、一般業務用はもちろん、家庭の使用も制限しなければならぬ事情にあります。

コークスの配給は、今日まだ法規で統制してをりませんが、配給統制の大體を述べると、全國の殆んどすべてのコークス生産業者を株主とする帝國コークス株式會社といふ會社が中心になつて生産業者の生産したコークスの販賣は、一定の配給計畫を決定して、販賣先、販賣數量等の指示をして配給を圓滑にしてをります。

以上申上げましたやうに、家庭用の燃料は、今後ますます逼迫することを皆さんは十分覺悟していたゞきたいのです。一片の木炭、一個の煉炭、豆炭、僅かのガスも、これを節約することによつて爆撃機や戦車の燃料ができ鋼鐵の戰艦が造られるのです。高度國防國家の建設に日夜苦心奔走する政府に協力し、また嚴寒吹雪の中に炭を焼く人々、酷熱のもと地下何千尺の炭坑に石炭を掘る人々のことを御考へになつて、乏しい燃料でも辛抱してよく工夫に工夫を重ねて潑刺たる國民生活の維持に努めていたゞきたいのです。

### (商工省)

(この欄本はこの項にて打切ります)



自昭和十七年一月一日  
至同 一月五日

一月一日(木)

マレー方面 ▽海軍航空部隊、シンガ

ポール飛行場を夜襲、軍事施設を爆撃  
▽陸軍航空部隊、マラッカ海峡において敵  
輸送船一隻のトロンを炎上、一隻のト  
ロンを大破、更に魚雷艇一隻を撃沈  
三隻の航行不能にせしむ

▽陸軍航空部隊、某方面において敵マーチ  
ン型爆撃機を撃墜

英領ボルネオ ▽陸軍部隊、ブルネイを

占領(十二月三十一日)、更にブルネイ河口の  
ラナル島を完全占領

一月二日(金)

マレー方面 ▽陸軍部隊、カンバルを完

全占領

一月三日(土)

比島方面 ▽陸軍部隊、バラックを攻略

マレー方面 ▽海軍航空部隊、シンガ  
ポール飛行場を夜襲、軍事施設を爆撃

▽米英兩國、南西太平洋防衛に最高司令官  
を設置、司令官にアーチボルド・ウェー  
ズエル大將就任

一月四日(日)

マレー方面 ▽陸軍航空部隊、クラン

行場において敵爆撃機十機を撃墜

▽陸軍航空部隊、ラングーンを空襲(機六機  
を撃墜)

比島方面 ▽陸軍部隊、バコロルを攻略

▽陸軍航空部隊、シンガポールを夜襲、市  
内軍事施設を爆撃、敵戦闘機一機を撃墜

比島方面における海軍綜合戦果

一、飛行機 撃墜一〇三(うち大型一五、  
飛行機四) 撃破二五七(うち大型  
七三、飛行機三)

二、艦艇および船隻 撃沈 駆逐艦四、  
潜水艦七、船隻五 大破 特務艦一

船隻三〇 中破 駆逐艦一、小型哨戒  
艇二、船隻四、拿捕 船隻一

▽臈軍、長沙を完全占領、遺棄死體二万九  
千、捕虜七百

▽帝國巡洋艦、ダヴァオ沖において敵機  
のため輕傷(雷撃機に支障なし)、なほ太平洋某  
方面において潜水艦一隻を失へり

一月五日(月)

比島方面 ▽海軍航空部隊、一日以來通

日コレヒドール島及びマリグエレス、オ  
ロンガボ、マロス航空基地等を猛爆、  
敵水上機母艦一隻を大破、飛行機五を撃  
破一機を撃墜(日と五日)

露光量違いにより重複撮影



通風塔

感謝の祈念  
宣戦の大  
詔喚起せら  
れ、米英に  
向つて腹懸  
の火蓋はき  
られた。開戦時頭、世界を  
震動した彼の大偉業を見  
よ。吾人は今更ながら宇内  
に冠たる皇國に生を享けた  
る喜びと誇りとを感ずると  
ともに、第一線に活躍する  
我らの戦友に對して絶大な  
る感謝を捧げ、散華した護  
國の英靈に對し心から冥福  
を祈らざるを得ないのであ  
る。ラジオにかじりつき、  
戦果の偉大さに感激し、○  
機自爆、歸還せざるもの○  
機などのニュースに思はず  
倉卒して險に懸きものを感  
ずる。かゝる時、吾人の足

の辯ふところは何處か、社  
前に類きて敏捷と皇軍の武  
運長久を祈念するは日本人  
の心より進する自然の真情  
ならずや。二重橋前に頷く  
國民、三々伍々、玉砂利を  
踏んで祈願をこめる眞摯な  
る態度を見よ。諸君、神に祈  
らう。そして大いに働かう。  
(前知 現世)

に自己の營業に障害を生じ  
てはならない。例へば防空  
のために店先を眞暗にし、  
客に迷惑や不便を與へるこ  
とは長期に亘るこの戦争に  
は不適であり、また排除す  
べきものである。  
我等はよろしく空襲に對  
する防備を完全にすると共に、  
また一面、いかなる場  
合においても、營業は続け  
行ひ、需要者に不便を與へ  
ぬやうに心掛けねばなら  
ぬ。いたづらに店を早く閉  
して、防空完全なりと考へ  
ることは恐怖と戦慄の中に  
ある敵國民ならぬ。我  
が日本商人の採るべき道で  
はない。完全なる意味での  
戦時防空を全國の商人諸氏  
に切望する。  
（京都 柳川龍男）

週報	昭和十七年一月十四日発行
編輯部	東京市麹町區 九ノ内三丁目十二番地
印刷部	東京市麹町區大手町
定価	一部 五錢
注意	▲本誌より郵購の場合には必ず「郵購何號より贈送」の旨を明記し、その購費を請願し、同封の郵票は郵局に送り返して下さい。 ▲本誌の郵購は郵局に送り返して下さい。 ▲本誌の郵購は郵局に送り返して下さい。 ▲本誌の郵購は郵局に送り返して下さい。 ▲本誌の郵購は郵局に送り返して下さい。
申込所	内閣印刷局發行課 電話九ノ内三五一九 振替東京一九〇〇番 全国各地官報販賣所 書店・新聞店・驛賣店



日本印刷局

社長 伊吹 千代  
副社長 神谷 義介  
社務 東京丸の内  
社談 東京丸の内



情 報 局 編 輯

# 週 報

一 月 二 十 一 日 號

## 規 正 せ よ、日 常 生 活

衣 料 切 符 制 の 實 施  
議 會 再 開 と 提 出 議 案 の 概 貌

皇 軍 蘭 印 へ 上 陸  
南 方 敵 據 點 の 覆 滅

276 號

昭和十七年十一月十四日発行

週 報

昭和十七年十一月十四日第三種郵便物認可  
（毎週一回水曜日発行）

五 銭  
内閣印刷局印刷發行

週 報 は 民 衆 翼 贊 の 道 へ

貯蓄で翼賛

東海銀行

屋古名・店本

（判LA51格規定國はさき大の書本）